

事 務 連 絡  
令和 3 年 5 月 1 9 日

市内地域密着型サービス事業所 管理者 様

船橋市 健康・高齢部 高齢者福祉課長  
福祉サービス部 指導監査課長

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る運営推進会議等の取扱いについて（通知）

日頃より、本市の高齢者福祉行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、令和 2 年 3 月 6 日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染拡大防止に係る運営推進会議等の取扱いについて（通知）」にて、指定地域密着型サービス事業所において実施を義務付けられている運営推進会議または介護・医療連携推進会議（以下「運営推進会議等」という。）について、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、下記の事項について臨時的取扱いを可能としておりました。

本取扱いにつきましては、今年度も継続するものといたしますので、ご確認のうえ適切な対応をしていただきますようお願いいたします。

なお、この取扱いを終了する場合は、別途ご連絡いたします。

## 記

### 1 運営推進会議等について

運営推進会議等は、書面对応（※）、延期、中止した場合でも、船橋市指定地域密着型サービス事業所においては運営基準違反としないものとします。

なお、会議形式で実施する場合は、入口での体温計測等体調チェックやマスク着用による咳エチケット及び手指消毒の徹底を図る等、感染防止に十分配慮したうえで開催してください。また、運営推進会議等を書面对応、延期、中止した際は、議事録等にその理由を記録してください。

※書面对応・・・出席予定者に対し、運営推進会議等の資料等を送付し、意見照会・報告をすること。

### 2 認知症対応型共同生活介護事業所の「外部評価の実施回数緩和」の要件について

「新型コロナウイルス感染症対策に係る地域密着型サービス外部評価実施回数緩和要件の取扱いについて（通知）」（令和 3 年 3 月 1 9 日付千葉県健康福祉部健康福祉指導課長）に示されている取扱いとするものとします。

<通知抜粋>

1 「過去に外部評価を5年間継続して実施していること」について(実施要領第3条(1)ア)

感染症対策のため、事業所訪問等を延期したことで外部評価が今年度中に完了できず、来年度完了になってしまった場合につきましても、令和3年5月末までに完了した場合には今年度実施したものとします。

2 「運営推進会議が1年間に過去6回以上開催していること」について(実施要領第3条(1)ウ)

各事業所において、感染症対策のためやむを得ず対面形式で開催できず、「運営推進会議開催に代わる対策の実施に努めている(※)」と市町村が認めた場合には、当該要件に当てはまることとみなします。

※書面で開催する、延期して実施する等

なお、書面对応とした際は、通常の会議形式の運営推進会議における議事録の代わりに、①書面对応結果(任意様式)、②出席予定者からの意見等の回答(任意様式、出席予定者ごと)の写しを「外部評価実施回数緩和に係る申請書」に添付することとします。運営推進会議の開催を延期した際は、議事録等にその理由を記録してください。

また、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第34条第1項(第88条、第108条及び第182条において準用する場合に限る。)に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について」(平成27年3月27日老振発0327第4号、老老発0327第1号)で示した評価の実施方法に従い、運営推進会議を活用した評価を受けた場合は、外部評価を受けたものとみなすことが可能となりましたが、その場合における外部評価の実施回数の緩和の取扱いについては下記事務連絡を参照してください。

令和3年3月29日付け厚生労働省老健局事務連絡「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.4)(令和3年3月29日)」の送付について

<通知抜粋>

問27「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第97条第8項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について」において、事業所の外部評価の実施回数について、本来1年に1回以上のところ、2年に1回とすることができる場合の要件の一つとして「過去に外部評価を5年間継続して実施している」ことが挙げられているが、運営推進会議における評価を行った場合、外部評価を実施したとみなして継続年数に算入することができるか。

(答)

できない。継続年数に算入することができるのは、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 97 条第 8 項第 1 号に規定する外部の者による評価を行った場合に限られる。

<参照>

「新型コロナウイルス感染症対策に係る地域密着型サービス外部評価実施回数緩和要件の取扱いについて（通知）」

(千葉県ホームページ)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/shien/gaibuhyoka/top-page.html>

ホーム > くらし・福祉・健康 > 福祉・子育て > 福祉政策 > 地域福祉支援 > 福祉サービス等の評価・公表制度について > 地域密着型サービス外部評価について

「令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol. 4) (令和 3 年 3 月 29 日)」の送付について  
(厚生労働省ホームページ)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411\\_00034.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html)

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護報酬 > 令和 3 年度介護報酬改定について

※「介護報酬改定 Q&A」については、ホームページの最下部にあります。

<問い合わせ先> 船橋市高齢者福祉課施設整備係 TEL 047-436-2353  
船橋市指導監査課指導監査第二係 TEL 047-404-2712